

健医援第 2478 号
平成 31 年 3 月 15 日

横浜市内の柔道整復師
はり・きゅう、あんま・マッサージ師 様

横浜市健康福祉局医療援助課

横浜市小児医療費助成制度の対象拡大についての協力について（依頼）

日頃から本市医療費助成事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、小児医療費助成制度における通院助成の対象を、平成 31 年 4 月 1 日診療分から中学 3 年生まで拡大します。新たに助成対象となる中学 1・2・3 年生には、小学 4・5・6 年生と同様に、通院 1 回につき 500 円までの一部負担金を適用します。

レセプト請求方法は従前と同様です。市内各施術所様等におかれましては、必要により、独自に導入されておりますレセプトコンピュータ等のシステム改修について、ご準備をお願いします。

昨年 11 月に同様の依頼文をお送りしておりますが、実施時期が迫ってまいりましたので、改めて依頼文を送付させていただきます。

今後も、本制度の円滑な実施に向け、皆様の御理解と引続きの現物給付の御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

裏面があります

横浜市では、平成31年4月1日の診療分から 小児医療費助成の対象を中学3年生まで拡大します。

【制度拡大の内容】

- ① 通院助成の対象を小学6年生までから中学3年生までとします（所得制限があります）。
- ②新たに通院助成の対象となる中学1・2・3年生は、小学4・5・6年生と同様に通院1回の負担上限額500円までとし、500円を超える額を、本市が助成します。
- ☆受診者には、通院1回500円までの請求をお願いします。保険診療の自己負担3割が通院1回500円に満たない場合は、その額まで、受診者に請求してください（本市は助成しません）。
- ③本人負担500円までの対象は、医科（外来）、歯科（外来）、柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ、訪問看護です。
- ④入院助成は、自己負担分（3割）を本市が助成します。
- ⑤調剤（院外薬局）は、自己負担分（3割）を本市が助成します。
- ⑥保護者の市民税が非課税の場合は、自己負担分（3割）を本市が助成します。

【今後の予定等】

- ①平成31年度に中学2・3年生になるお子様については医療証の交付申請が必要になります。保護者の方には、平成31年1月下旬に「小児医療証交付申請書」を送付しています。
平成31年度に中学1年生になるお子様については申請不要です。保護者の方には、平成31年1月下旬に「制度拡大のお知らせ」を送付しています。
- ②新たな助成対象者には、平成31年3月下旬に医療証を交付予定です。

【レセプト請求について】

- ①請求方法は従前のとおりです。
- ②公費負担者番号の変更はありません。

横浜市健康福祉局医療援助課福祉医療係
担当：入江・東・荻久保・加賀谷
TEL：(045)671-4114～6
FAX：(045)664-0403
E-mail：kf-iryoenjo@city.yokohama.jp